

青色事業専従者の要件

Q：私は、飲食店を営む青色申告者です。専従者であった娘が今年4月に結婚し、その後は店の仕事を手伝っていません。娘に支払った4月までの給与は必要経費になりますか。

A：青色事業専従者に該当すれば、必要経費となります。

【解説】

所得税法上、生計を一にする親族に支払った給与は、青色事業専従者に対するものを除き、必要経費に算入できないこととされていますが、青色事業専従者とは、次の要件のすべてに該当する人をいいます。

- (1) 青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること
 - (2) その年12月31日（死亡したときは死亡の時）現在で年齢が15才以上であること
 - (3) その年を通じて6月を超える期間、青色申告者の経営する事業に専ら従事していること。ただし次のような場合は、従事できると認められる期間の2分の1を超える期間専ら従事すればよいことになっています。
 - ① 年の中途の開業、廃業、休業又は青色申告者の死亡、季節営業等の理由で、その年中を通じて事業が営まれなかった場合
 - ② 事業に従事する親族の死亡、長期の病気、婚姻、その他相当の理由により、その年中を通じて青色申告者と生計を一にする親族として事業に従事できなかった場合
- ご質問の場合、従事できると認められる期間（1月～4月）の2分の1を超えて専ら従事していれば給与は必要経費に算入できます。

